

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)

(先物取引に係る雑所得等の金額の計算等)  
第二十六条の二十三 同 上

第二十六条の二十三 法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、その年中の同項に規定する先物取引による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額とする。この場合において、これらの金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額は、次の各号に掲げる損失の金額の区分に応じ当該各号に定める所得の金額から控除する。

一 当該先物取引による事業所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による譲渡所得の金額及び雑所得の金額

二 当該先物取引による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

三 当該先物取引による譲渡所得の金額及び譲渡所得の金額 当該先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額

2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 平成十六年一月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)第三条の規定による改正前の証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引に該当するもの

二 平成十七年七月一日以後に行う証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第二条第二項に規定する取引所金融先物取引に該当するもの

三 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)の施行の日以後に行う金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引

3 法第四十一条の十四第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、金融商品取引業者(同号に規定する金融商品取引業者をいう。以下この項において同じ。)への売委託により行う譲渡又は金融商品取引業者に対する譲渡とする。

4 その年において法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引による事業所得、譲渡所得及び雑所得(以下この項において「先物取引に係る雑所得等」という。)を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が確定申告書を提出する場合には、財務省令で定めるところにより、当該先物取引に係る雑所得等の

4 同上  
3 同上  
3 同上  
2 法第四十一条の十四第一項第二号に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項第一号から第三号までに掲げる取引(同項に規定する市場デリバティブ取引に該当するものに限る。)のうち次に掲げる取引とする。

一 同上  
二 同上  
三 同上

金額の計算に関する明細書を当該申告書に添付しなければならない。この場合において、所得税法第百二十条第四項の規定の適用については、同項中「事業所得」とあるのは、「事業所得（租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引による事業所得を除く。）」とする

5 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

五百二十二条第一項			五百二十二条第一項
第八十九条（税率）	課税総所得金額	当該総所得金額	及び課税山林所得金額 (税額の計算)
第八十九条（税率）及び同法	課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	当該総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	、その年分の総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雑所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雑所得等の金額」という。）及び課税山林所得金額の見積額につき第三章（税額の計算）及び同項

5 同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

第十一條第二項	総所得金額	法第四十一条の十四第一項の規定がある場合における所得税法施行令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。	第六十一条第一項及び第三項	第三章（税額の計算）	第四十一条の十四第一項
			第一百二十三条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第一百二十七条第一項及び第二項、第一百五十五条、第一百五十九条第四項第一号口、第一百六十条第四項第一号、第一百六十一(2)並びに第一百三十二条	課税総所得金額 総所得金額、先物取引に係る課税総所得金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額	総所得金額、退職所得額及び山林所得金額並びに 総所得金額、先物取引に係る 雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額並びに 税特別措置法第四十一条の十四第一項

同上	同上	第六十一条第一項及び第三項第三号から第五号まで、第一百二十七条第一項及び第二項、第一百五十五条並びに第一百三十二条	同上	同上	同上
同上	同上		同上	同上	同上
同上	同上		同上	同上	同上

第二百六十一條第一款 二号	第二百五十八條第三項第一号及び第二号	第二百五十八條第一項	第一項	第二百五十八條第一項	第一項及び第三項	第十一條の二第一項、第十七條第五項、第一百七十九條第一号イ、第一百八十条第一項第一号、第二百四條第一項第一号、第一百五十九條第一項第一号並びに第二百二十二条第一項及び第三項
総所得金額	総所得金額	第三章第一節（税率）	課税総所得金額	総所得金額		総所得金額
総所得金額、先物取引に係る 雜所得等の金額	総所得金額、先物取引に係る 雜所得等の金額	項第三章第一節（税率）及び同	課税総所得金額、租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る雜所得等の課税の特例）に規定する先物取引に係る課税雜所得等の金額（以下「先物取引に係る課税雜所得等の金額」という。）	総所得金額、先物取引に係る 雜所得等の金額		総所得金額、先物取引に係る 雜所得等の金額

同上	同上			同上		同上
同上	同上	同上		同上		同上
同上	同上	同上		同上		同上

課税総所得金額	雜所得等の金額
第三章第一節（税率）	第三章第一節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る課税雜所得等の金額）
第二百六十六条规定に準じて 課税総所得金額	第二百六十六条规定に準じて 課税総所得金額、先物取引に係る課税雜所得等の金額
及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る課税雜所得等の金額）	及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（先物取引に係る課税雜所得等の金額）

7 同上

同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

- 7 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における災害被災者に対する租税の减免、微収猶予等に関する法律第二条の規定の適用については、同条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る雜所得等の金額」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。
- 8 法第四十一条の十四第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十二条第一項の規定により提出する申請書の記載に關し必要な事項は、財務省令で定める。